



発行 東京都

目次

規則

- 東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………一
  - 東京都積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………二
  - 東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………二
  - 東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則……………(同)……………三
  - 東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………三
  - 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全全部環境保健衛生課)……………三
  - 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 告 示
- 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………四
  - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………四
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………九
  - 令和三年におけるさんご漁業の制限措置の内容等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一〇
  - 令和三年における固定式刺し網漁業の制限措置の内容等……………(同)……………二
  - 令和三年における底魚一本釣り漁業の制限措置の内容等……………(同)……………三

告示(消)

- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………四
- 都道の供用開始……………(同)……………六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………六
- 都道の区域変更(三件)……………(建設局道路管理部路政課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 火災予防施行規程の一部改正…………………………四
- 平成二十四年一月東京消防庁告示第四号(消防法施行令第九条の二の規定により消防総監が指定する地下街と一体とみなす防火対象物)の一部改正…………………………四
- 令和三年度技能検定の前期実施……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………四
- 令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施……………(同)……………六
- 指定代理納付者の指定……………(水道局)……………六

規則

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第十号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年東京都規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「規則別記様式第三号の五による廃業等届出書に届出人の印鑑登録証明書及び」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の廃業等の届出の際、知事は、規則別記様式第三号の五による廃業等届出書の

届出者が本人であることを証するために必要な書面を添付させることができる。  
第十五条の六第二項を次のように改める。

2 前項の登録の消除の申請の際、知事は、前項の登録消除申請書に申請者が本人であることを証するために必要な書面を添付させることができる。

第十八条第三項中「申請者の実印を押印するとともに、印鑑登録証明書及び」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項の債権の申出がなかつた旨の証明の申請の際、知事は、別記第八号様式又は第九号様式に申請者が本人であることを証するために必要な書面を添付させることができる。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊧」を削る。

別記第三号様式中「㊨」を「㊩」に、「㊪」を「㊫」に改める。

別記第四号様式中「㊬」を削る。

別記第四号様式の二中「㊭」を削る。

別記第四号様式の三から第五号様式まで、第七号様式及び第八号様式中「㊮」を削る。

別記第八号様式の二中「㊯」を削る。

別記第九号様式中「㊰」を削る。

別記第九号様式の二中「㊱」を削る。

別記第十号様式中「㊲」を削る。

別記第十号様式の二中「㊳」を削る。

別記第十一号様式中「㊴」を削る。

別記第十一号様式の二から第十四号様式までの規定中「㊵」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宅地建物取引業法施行細則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十一号

東京都積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

東京都積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十六年東京都規則第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

別記第二号様式中「㊶」を「㊷」に改め、「㊸」を削る。

別記第三号様式中「㊹」を削る。

別記第四号様式中「㊺」を「㊻」に、「㊼」を「㊽」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都積立式宅地建物販売業法施行細則別記第二号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十二号

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「㊾」を「㊿」に改め、「㊽」を削る。

別記第三号様式中「㊿」を削る。

別記第三号様式の二中「㊿」を削る。

別記第四号様式中「㊿」を削る。

別記第五号様式中「寫字台」を「寫字檯」に、「函蓋台」を「函蓋檯」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十三号

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成八年東京都規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「寫字台」を「寫字檯」に、「函蓋台」を「函蓋檯」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都児童育成成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十四号

東京都児童育成成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童育成成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都児童育成成手当に関する条例施行規則第四条の規定は、令和三年六月以後の月分の児童育成成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成成手当の支給については、なお従前の例による。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十五号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第百五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第十九条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第一号様式表、第二号様式表、第三号様式表、第四号様式及び第十三号様式表中

「四」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第一号様式から第四号様式まで及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十六号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和四十三年東京都規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第六条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第二号様式中「罎」を削り、「はる」を「貼る」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の狂犬病予防法施行細則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第八十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定に基づき稲城上平尾土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

稲城上平尾土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十二年七月二十九日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字平尾字六号、字十号、字十一号、字十二号及び字十三号並びに同市大字坂浜字十七号及び字十八号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市平尾一丁目三十三番地の三十四

五 設立認可の年月日

平成二十二年七月二十九日

六 変更の内容

事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。

事務所の所在地を稲城市平尾四丁目四十八番地の十メルヴェイユA館一〇三号室に変更する。

七 変更認可の年月日

令和三年三月一日

●東京都告示第八十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

江東区 新砂一丁目、新砂二丁目、新砂三丁目、南砂二丁目、南砂三丁目、南砂四丁目、南砂六丁目、南砂七丁目、東砂七丁目、東砂八丁目、潮見二丁目、塩浜二丁目、夢の島一丁目、夢の島二丁目及び夢の島三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社京葉興業

<p>代表取締役社長 鈴木 宏和 江戸川区篠崎町一丁目二番六号</p> <p>三 対象事業の名称及び種類 (仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業 廃棄物処理施設の設定</p> <p>四 対象事業の内容の概略 対象事業は、計画地内において、現在稼働中である既存改質固化処理プラント及び計画地南側近隣において現在稼働中である既存廃水処理プラントの更新を目的に、改質固化処理プラントの建替え及び廃水処理プラントの新設を行うものである。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧 (一) 期間 令和三年三月一日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。 (二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで (三) 場所 ア 江東区環境清掃部温暖化対策課 江東区東陽四丁目十一番二十八号 イ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階</p>	<p>ウ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階</p> <p>七 都民の意見書の提出 三階 (一) 提出方法 持参又は郵送 (二) 記載事項 ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地) イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見 (三) 期限 令和三年四月十四日 (四) 提出先 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	
---	--	--

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>① 工事の施行中</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度(7)長期平均値(年平均値)</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04870ppmと予測され、「日平均値の年間98%値が0.06ppm以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は11.9%である。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06353mg/m<sup>3</sup>と予測され、「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は1.8%である。さらに、工事の実施にあたっては、建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、工事作業員に対して建設機械のエアフィルタを周知徹底する等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。</p> <p>(イ)短期平均値(1時間値)</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度(1時間値)の最大値は0.1675ppmと予測され、「1時間値が0.2ppm以下」とする評価の指標に適合する。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(1時間値)の最大値は0.078mg/m<sup>3</sup>と予測され、「1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下」とする評価の指標に適合する。さらに、工事の実施にあたっては、建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、工事作業員に対して建設機械のエアフィルタを周知徹底する等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。</p> <p>イ. 工事車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.045644～0.047158ppmと予測され、全ての地点で「日平均値の年間98%値が0.06ppm以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する工事車両による寄与率は0.01%未満～0.16%である。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.0623019～0.0623825mg/m<sup>3</sup>と予測され、全ての地点で「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する工事車両による寄与率は0.01%未満である。さらに、工事の実施にあたっては、工事車両は最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとともに、工事車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化、計画的かつ効率的な運行管理に努める等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>② 工事の完了後</p> <p>ア 建設の稼働に伴い発生する二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一般粉じんの大気中濃度(7)二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質</p> <p>長期平均値(年平均値)</p> <p>二酸化硫黄の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.00670ppmと予測され、「日平均値の2%除外値が0.04ppm以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する寄与率は0.1%未満である。二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04646ppmと予測され、「日平均値の年間98%値が0.06ppm以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は0.6%である。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06429mg/m<sup>3</sup>と予測され、「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する寄与率は0.6%である。さらに、排出ガス発生源施設などの設備機器の整備、点検を徹底することにより、影響の低減に努める。</p> <p>イ. 短期平均値(1時間値)</p> <p>二酸化硫黄の将来予測濃度(1時間値)は0.00314ppmと予測され、「1時間値が0.1ppm以下」とする評価の指標に適合する。二酸化窒素の将来予測濃度(1時間値)は0.0331ppmと予測され、「1時間値が0.2ppm以下」とする評価の指標に適合する。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(1時間値)は0.0408mg/m<sup>3</sup>と予測され、「1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下」とする評価の指標に適合する。</p> <p>(イ)一般粉じん</p> <p>建設の稼働に伴い発生する一般粉じんについては、廃棄物の搬出入、粉じん発生作業は全て建屋内で実施することや、建屋内には粉じん防止装置(ミスト噴霧)及び集じん設備(バグフィルター)を設置し、受入保管ヤード、受入固化槽及び養生槽からの粉じんの発生を防止する等の発生防止対策を講ずることにより、「環境確保条例」に定める「粉じん発生施設の構造基準並びに使用及び管理基準」(破砕機、摩砕機及びふるい)とする評価の指標に適合する。</p> <p>イ. 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度</p> <p>二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.045644～0.047193ppmと予測され、全ての地点で「日平均値の年間98%値が0.06ppm以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は0.01%未満～0.58%である。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.0623019～0.0623840mg/m<sup>3</sup>と予測され、全ての地点で「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下」とする評価の指標に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は0.01%未満～0.01%未満である。</p> <p>ウ. 船舶の航行に伴い発生する二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度</p> <p>二酸化硫黄の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.00674ppmであり、評価指標(日平均値の2%除外値が0.04ppm以下)を下回る。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する船舶の航行による寄与率は0.7%である。二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.04638ppmであり、評価の指標(日平均値の年間98%値が0.06ppm以下)に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する船舶の航行による寄与率は0.39%である。浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06231mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標(日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合する。なお、将来予測濃度(年平均値)に対する船舶の航行による寄与率は0.1%未満である。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.悪臭	<p>① 工事の完了後</p> <p>ア. 施設の稼働に伴う脱臭設備からの悪臭(臭気指数)</p> <p>施設の稼働に伴う脱臭設備からの最大着地濃度出現位置における臭気指数は、全てのケースで10未満であり、評価の指標である臭気指数13を下回るものと予測する。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う脱臭設備からの悪臭(臭気指数)の予測結果は、「臭気指数13以下」とする評価の指標に適合する。</p> <p>イ. 施設の稼働に伴う悪臭の漏洩(臭気指数)</p> <p>既存の改質固化処理プラント及び脱水処理プラントの敷地境界における臭気指数の現地調査結果は、ともに規制基準である臭気指数13を下回っていた。</p> <p>既存改質固化処理プラントについては、受入槽や養生槽等は屋外に設置されているが、計画施設においては、廃棄物の受入れ、保管、改質固化処理は全て建屋内で実施すること、脱水処理プラントについては、既存脱水処理プラント同様に悪臭の発生の可能性のある作業は全て建屋内で行うため、悪臭の漏洩は防止できると予測する。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う悪臭の漏洩(臭気指数)の予測結果は、「臭気指数13以下」とする評価の指標に適合するものと考える。</p>
3.騒音・振動	<p>① 工事の施行中</p> <p>ア. 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</p> <p>敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L<sub>eq</sub>)の最大値は、工事着工後4か月目では西側で75dB、工事着工後31か月目では東側で66dBと予測され、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準(敷地境界において85dB以下)とする評価の指標に適合する。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>敷地境界における建設機械からの振動レベル(L<sub>v</sub>)の最大値は、工事着工後7か月目では南側で62dB、工事着工後31か月目では北側で61dBと予測され、「振動規制法」に定める「特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準(敷地境界において75dB以下)とする評価の指標に適合する。</p> <p>ウ. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>工事の施行中の道路交通騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は62～70dBと予測され、No.3を除く全地点で「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準とする評価の指標に適合する。No.3については、現況交通量による道路交通騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは0.1～0.2dBである。</p> <p>さらに、工事の実施にあたっては、工事用車両の運転手に対して、エアノイズストップ等のエアノイズの実施を周知徹底するとともに、工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化、計画的かつ効率的な運行管理に努める等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。</p> <p>エ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>工事の施行中の道路交通振動レベル(L<sub>v</sub>)の最大値は、昼間 37～45dB、夜間 33～44dBと予測され、全地点において「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」とする評価の指標に適合する。また、工事用車両の走行に伴う振動の増加レベルは、昼間 0.0～0.1dB、夜間 0.0～0.2dBである。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3.騒音・振動	<p>② 工事の完了後</p> <p>ア. 施設の稼働に伴う施設騒音</p> <p>敷地境界における施設からの騒音レベル(L<sub>eq</sub>)の最大値は南側で67dBと予測され、評価の指標(70dB)に適合する。</p> <p>イ. 施設の稼働に伴う施設振動</p> <p>敷地境界における施設からの振動レベル(L<sub>v</sub>)の最大値は南側で60dBと予測され、評価の指標(65dB)に適合する。</p> <p>ウ. 施設の稼働に伴う低周波音</p> <p>工事の完了後の施設からのG特性音圧レベルの最大値は東側で74dBと予測され、ISO-7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル(感覚閾値)である100dB」とする評価の指標に適合する。</p> <p>また、1/3オクターブ音圧レベルは50～66dBと予測され、「建具のがたつき閾値(70～99dB)以下」とする評価の指標に適合する。</p> <p>エ. 関連車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>工事の完了後の道路交通騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間 62～70dB、夜間 54～67dBであり、No.3及びNo.5の夜間を除く地点で「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」とする評価の指標に適合する。</p> <p>評価の指標を上回るNo.3及びNo.5(夜間)については、現況交通量による道路交通騒音レベルが既に評価の指標値を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音の増加レベルは0.1～0.5dBである。</p> <p>さらに、従業員に対して、公共交通機関の利用を促進し、関連車両の抑制を図るとともに、関連車両の運転手や従業員に対し、走行速度制限の遵守及びエアノイズストップ等のエアノイズの実施を促す等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。</p> <p>オ. 関連車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>工事の完了後の道路交通振動レベル(L<sub>v</sub>)の最大値は、昼間 37～45dB、夜間 33～45dBであり、全地点において「昼間 60dB以下または65dB以下、夜間 55dB以下または60dB以下」とする評価の指標に適合する。また、関連車両の走行に伴う振動の増加レベルは、昼間 0.0～0.5dB、夜間 0.0～0.3dBである。</p> <p>さらに、従業員に対して、公共交通機関の利用を促進し、関連車両の抑制を図るとともに、関連車両の運転手や従業員に対し、走行速度制限の遵守及びエアノイズストップ等のエアノイズの実施を促す等の環境保全のための措置を講ずることにより、影響の低減に努める。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4.土壌汚染	<p>① 工事の施行中</p> <p>ア. 汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度</p> <p>計画地内の既存施設においては、廃棄物処理工程の中で特定有害物質を含む薬品等の取り扱いはなく、雨水は雨水貯留施設へ集水し、下水排除基準以下の水質で公共下水道に放流していることから、既存施設に起因する土壌汚染のおおそれはないと考えられる。</p> <p>ただし、既存資料調査の結果、計画地内の土壌については、埋め立て地の造成に用いられた液状土壌に由来する汚染の可能性が考えられることから、既存施設の解体や土地の改良・形質変更を行う前には、土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合には、拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、「新たな土地に土壌汚染を拡散させない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
5.地盤	<p>① 工事の施行中</p> <p>ア. 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度</p> <p>本事業では、掘削工事に先立ち剛性や透水性の高いSMWやシートパイル等による山留め壁を構築し、地盤を安定させる。また、工事進捗に合わせて、切梁支保工等により山留め壁側面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変形を抑え、地盤への影響を最小限に留めるため、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤への影響は小さいと予測した。</p> <p>なお、本事業では工事の着工前から工事期間中を通じて地盤面の変位等を定期的に測定し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>② 掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>計画地内における地層は、埋土(G.L.-2m～-5m)以深は、帯水層と考えられる砂質シルト、砂混じりシルト、細砂等で構成されており、掘削工事に伴うこれらの帯水層の切断は上部の一部である。</p> <p>また、本事業の掘削工事にあたっては、改質固化処理プラントの掘削範囲は、シートパイル等の山留め壁を打設し、流入地下水は集場を設置してポンプにより排水を行う。降水処理プラントの掘削範囲は、透水性の高いSMWによる山留め壁を打設し、SMWで区画された範囲内の地下水をドレーン・ブレイク工法により排水を行う。ただし、これらの区域における地下水の揚水による影響は、掘削工事期間における限定的なものと考えられる。さらに、計画地の地下水は潮位との高い応答性がみられるため、地下水位はすみやかに回復するものと考えられることから、計画地周辺における地下水位の変化は小さいものと考えられる。</p> <p>なお、工事の着工前から工事期間中を通じて、観測井を設置し地下水位の定期的な測定と敷地境界における地盤レベルの測定を行い、地下水位及び地盤の変動を確認し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5.地盤	<p>② 工事の完了後</p> <p>ア. 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>計画地及び周辺の地下水は面的な広がりをもって流れており、それに対して地下構造物は局所的であり、地下構造物の周囲を迂回して流れることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。</p> <p>また、本事業では更なる環境保全のための措置として、工事着工前から継続して、観測井を設置し地下水位の測定を行う。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
6.水循環	<p>① 工事の施行中</p> <p>ア. 掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度</p> <p>計画地内における地層は、埋土(G.L.-2m～-5m)以深は、帯水層と考えられる砂質シルト、砂混じりシルト、細砂等で構成されており、掘削工事に伴うこれらの帯水層の切断は上部の一部である。</p> <p>また、本事業の掘削工事にあたっては、改質固化処理プラントの掘削範囲は、シートパイル等の山留め壁を打設し、流入地下水は集場を設置してポンプにより排水を行う。降水処理プラントの掘削範囲は、透水性の高いSMWによる山留め壁を打設し、SMWで区画された範囲内の地下水をドレーン・ブレイク工法により排水を行う。ただし、これらの区域における地下水の揚水による影響は、掘削工事期間における限定的なものと考えられる。さらに、計画地の地下水は潮位との高い応答性がみられるため、地下水位はすみやかに回復するものと考えられることから、計画地周辺の地下水位及び流況の変化は小さいものと考えられる。</p> <p>さらに、工事の着工前から工事期間中を通じて、観測井を設置し地下水位の変動を確認し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>ア. 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度</p> <p>計画地及び周辺の地下水は面的な広がりをもって流れており、それに対して地下構造物は局所的であり、地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。</p> <p>また、本事業では環境保全のための措置として、工事着工前から継続して、観測井を設置し地下水位の測定を行う。</p> <p>したがって、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいと考えられ、「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>③ 土地の改良に伴う地表面流出量の変化の程度</p> <p>本事業では、江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、既存の雨水貯留施設に加え、新たに雨水貯留施設を設置し、基準抑制対策量を上回る対策量を確保する計画である。また、計画地内に緑地等の浸透域を確保し、雨水の自然浸透を図ることから、本事業の実施に伴う地表面流出量の変化は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、土地の改良に伴う地表面流出量は小さいと考えられ、「地表面流出量に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論  
評価の結論

項目	評価の結論
7.景観	<p>① 工事の完了後 7. 施設存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の 変化の程度</p> <p>計画地及びその周辺は工業専用地域に指定されており、そのため、計画地周辺地域は、多くの事業場等が立地しており、住居は分布していない。また、本事業は既存施設を建て替えるものであり、景観の構成要素や地域景観の特性に著しい変化を与えるものではない。</p> <p>本事業においては、敷地の外周部には、海に面した部分も含め江東区みどりの条例に定める緑化基準を遵守した緑地を設け、屋上についても緑化を行う計画である。したがって、「江東区景観計画」に示されている方針等に即していることとする評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>4. 施設存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>江東新砂郵便局前(No.1)からは、計画施設が可視できるが視野に占める割合は小さく、さらに、建築物の色彩は周辺の建築物と類似しており周辺の景観と調和が図られている。</p> <p>また、主要地方道東京浦安線(水代通り)沿道(No.2)、夢の島パーナ(No.3)、荒川砂町水辺公園(No.4)及び荒川湾岸橋(No.5)からは、計画施設の上層がわずかに視認されるのみであり、視野に占める割合は小さく、眺望の変化はほとんどみられない。</p> <p>したがって、「眺望に著しい影響を与えないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
8.廃棄物	<p>① 工事の施行中 7. 建設工事及び建設物の解体・撤去に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、 再源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等</p> <p>既存建築物の撤去に伴う廃棄物の総排出量は1,936t、建設工事に伴う廃棄物の総排出量は212t、建設工事に伴う発生土量は17,692m<sup>3</sup>、発生汚泥量は11,744m<sup>3</sup>と予測した。</p> <p>建設廃棄物のうち再資源化できないものは、運搬・処分許可を得た産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理・処分するとともに、その事実をベンチマークにて確認するなどの措置を講ずる。</p> <p>したがって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める事業者の責務を果たすとする評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>② 工事の完了後 7. 施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、発生抑制・再利用・再資源化量、中間処理量、最終処分量及び各工程の方法等</p> <p>工事の完了後における廃棄物の総排出量は190,976tであるが、廃水処理プラントについてはすべて再資源化を行い、改質固化処理プラントについては、再資源化できるものは原料として再資源化を図る計画である。</p> <p>したがって、「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務等を果たすとする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
9.温室効果ガス	<p>① 工事の施行中 7. 施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <p>計画施設では、電気、軽油、都市ガスの使用及び有機性汚泥の処理によって、約4,602t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスが発生すると予測するが、バイオガス利用、地中熱利用及び太陽光発電によって約2,600t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの排出量は、約2,002t-CO<sub>2</sub>/年と予測した。</p> <p>計画施設においてLED照明の導入等、東京都地球温暖化対策指針に基づくエネルギー対策を施していく計画である。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の促進に関する法律」等に定める事業者の責務等を果たすとする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

●東京都告示第百八十七号  
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一  
 第二項の規定により、令和二年東京都告示第百八十一  
 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条  
 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
 のとおり告示する。

令和三年三月一日

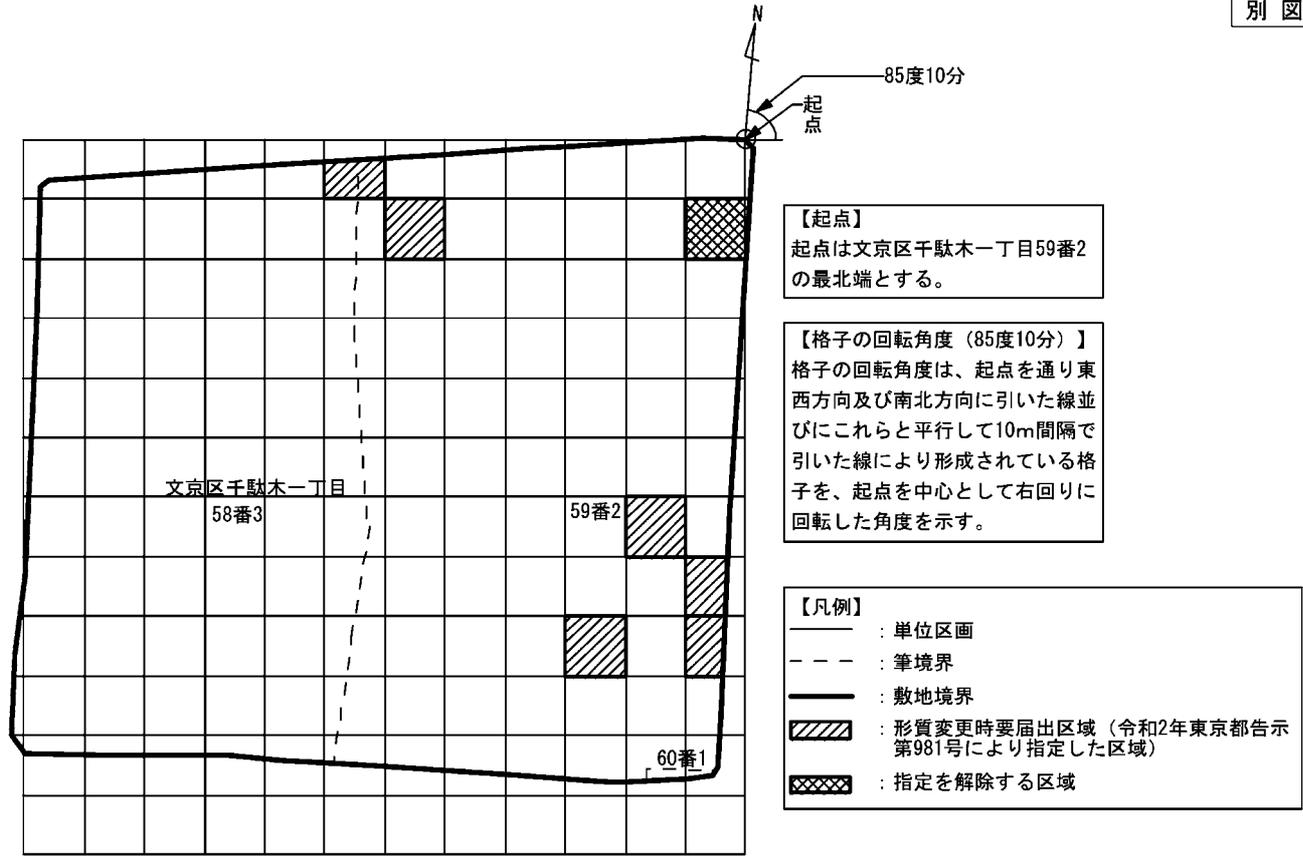
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区千駄木一  
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第百八十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年におけるさんご漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

さんご網漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数二十トン未満で許可証に記載された総トン数

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 漁業時期

周年(六月一日から同月三十日までを除く。)

(五) 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
伊豆諸島海域(千葉県、神奈川県、静岡県との境から、大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規	大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規	四隻
婦婦岩と北之島と		

<p>の中間線（北緯二十八度三十分（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一号第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。）の線をい。以下同じ。）までの伊豆諸島地先海面）。ただし、次に定めるA線とB線との間の海域及び北緯三十度〇分以南の海域を除く。</p> <p>A線 次のア、イ及びウにより構成される線</p> <p>ア 東経百三十九度八分以西にあつては、北緯三十四度二十四分の線</p> <p>イ 東経百三十九度十五分以東にあつては、北緯三十四度十七分の線</p> <p>ウ 東経百三十九度八分と東経百三十九度十五分との間にあつては、次のア、イ及びウを順に結んだ線</p> <p>(ア) 北緯三十四度二十四分、東経百</p>	<p>則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一号第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合）は、共同経営体を構成する全ての者が大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が大島支庁管内にある者であること。</p>	<p>三十九度八分の点</p> <p>(イ) 北緯三十四度十九分、東経百三十九度十分の点</p> <p>(ウ) 北緯三十四度十七分、東経百三十九度十五分の点</p> <p>B線 北緯三十三度三十九分の線</p> <p>小笠原海域（孺婦岩と北之島との中間線から南側の小笠原諸島地先海面）。ただし、北緯二十七度四十一分以北及び北緯三十四度三十分以南の海域を除く。</p>
<p>八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が八丈支庁管内にある者である</p>	<p>三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が三宅支庁管内にある者であること（共同経営体である場合）は、共同経営体を構成する全ての者が三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が三宅支庁管内にある者であること。</p>	<p>こと（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が八丈支庁管内にある者であること。）。</p>
	<p>十三隻</p>	<p>一隻</p>

<p>●東京都告示第百八十九号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令</p>	<p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和三年三月一日から同月十五日まで</p>	<p>小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が小笠原支庁管内にある者であること（共同経営体である場合）は、共同経営体を構成する全ての者が小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が小笠原支庁管内にある者であること。</p>
---	--	---

<p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間</p>	<p>(六) 漁業を営む者の資格 東京都新島村式根島に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都新島村にある者であること。</p>	<p>和三年における固定式刺し網漁業（大野原島地先海面においてたかべをとることを目的とするものに限る。）の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。</p> <p>令和三年三月一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 制限措置の内容</p> <p>(一) 漁業種類 たかべ刺し網漁業</p> <p>(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>ア 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 一隻</p> <p>イ 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 許可証に記載された総トン数</p> <p>(三) 推進機関の馬力数 定めなし</p> <p>(四) 操業区域 大野原島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線とよって囲まれた区域</p> <p>(五) 漁業時期 令和三年四月一日から同年九月三十日まで</p>
----------------------------	---	---

令和三年三月一日から同月十五日まで

●東京都告示第百九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年における底魚一本釣り漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

(一) 漁業種類

底魚一本釣り漁業

(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数六十トン未満で許可証に記載された総トン数

(三) 推進機関の馬力数

定めなし

(四) 操業区域

小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯二十八度三十分（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系による。）の線）から南側の小笠原諸島地先海面）

(五) 漁業時期

周年

(六) 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

東京都（島しょに限る。以下同じ。）に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都の区域にある者であること。

五隻

高知県に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有し、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。

二隻

熊本県に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有し、かつ、船舶根拠地が熊本県の区域にある者であること。

二隻

宮崎県に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有し、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。

五隻

鹿児島県に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有し、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年三月一日から同月十五日まで

●東京都告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

日比谷豊洲埠頭東雲町

二 供用開始の区間

中央区晴海三丁目六番地先から同区晴海四丁目百五番二地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

令和三年三月一日



●東京都告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

日比谷豊洲埠頭東雲町

二 占用を制限する区間

中央区晴海三丁目六番地先から同区晴海四丁目百五番

二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年三月二日

●東京都告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

外濠環状

二 変更の区間

港区虎ノ門一丁目二番二十九地先から同所一番六十三地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり